4 WTO

11-130 世界貿易機関を設立するマラケシュ 協定(抄)

1994 (平成 6) 年12月28日 (条約第15号)

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をこ こに公布する。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定

この協定の締約国は、

貿易及び経済の分野における締約国間の関係が、生活水準を高め、完全雇用並びに高水準の実質所得及び有効需要並びにこれらの着実な増加を確保し並びに物品及びサービスの生産及び貿易を拡大する方向に向けられるべきであることを認め、他方において、経済開発の水準が異なるそれぞれの締約国のニーズ及び関心に沿って環境を保護し及び保全し並びにそのための手段を拡充することに努めつつ、持続可能な開発の目的に従って世界の資源を最も適当な形で利用することを考慮し、

更に、成長する国際貿易において開発途上国 特に後発開発途上国がその経済開発のニーズ に応じた貿易量を確保することを保証するた め、積極的に努力する必要があることを認め、

関税その他の貿易障害を実質的に軽減し及び 国際貿易関係における差別待遇を廃止するための相互的かつ互恵的な取極を締結すること により、前記の目的の達成に寄与することを 希望し、

よって、関税及び貿易に関する一般協定、過去の貿易自由化の努力の結果及びウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉のすべての結果に立脚する統合された一層永続性のある多角的貿易体制を発展させることを決意し、

この多角的貿易体制の基礎を成す基本原則を 維持し及び同体制の基本目的を達成すること を決意して、

次のとおり協定する。

第1条 機関の設立

この協定により世界貿易機関(WTO)を 設立する。

(出所) 経済産業省ウェブ・ページ

11-131 第1回世界貿易機関 (WTO) 閣僚会 議 シンガポール閣僚宣言 (仮訳) (抄) 1996 (平成8) 年12月9-13日 シンガポール

目的

- 1. 我々閣僚は、世界貿易機関(WTO)を 設立する協定の第4条に定められていると おり、最初の通常の二年毎のWTO閣僚会 議のために1996年12月9日から13日までシ ンガポールにおいて会合した。本会合の目 的は、交渉、ルールに基づいた体制の中で の貿易の継続的な自由化並びに貿易政策の 多数国間での検討及び評価のためのフォー ラムとしてのWTOを更に強化すること、 特に、
 - ・WTO協定及び決定の下での我々のコミットメントの実施を評価すること、
 - ・継続交渉及び作業計画を見直すこと、
 - ・世界貿易の進展を検討すること、及び、
 - ・発展しつつある世界経済の課題に対処す ること

であった。

貿易と経済の成長

2.50年近くにわたり、WTO加盟国は、最初はガットにおいて、そして現在はWTOにおいて、貿易関係が世界的に生活水準を高める方向に向けられるべきであるとのWTO協定の前文に反映されている目的の

達成を追求してきた。ルールに基づいた体制の下で貿易自由化によって促進された世界貿易の増大は、多くの国においてより多くの、より高い賃金の雇用を生み出してきた。最初の二年間のWTOの業績は、多角的体制が国際関係において安定的で安全な環境づくりに貢献し、持続可能な成長及び開発を促進する可能性を最大限に活用するために協力したいとの我々の希望を物語るものである。

各国経済の統合、機会と課題

3. 我々は、サービス貿易及び直接投資の成長を含む国際経済の変化の範囲及び速度並びに各国経済の一層の統合は、成長の向上、雇用創出及び発展のための未曾有の機会を提供するものと信ずる。これらの進展は、各国の経済及び社会における調整を必要とする。これらは、貿易体制に対する課題も提示する。我々は、これらの課題に取り組む決意である。

[4. ~ 5. 略]

WTOの役割

- 6. 共通の利益となる持続可能な成長及び開発という目的を追求して、我々は、貿易が自由に行われる世界を思い描く。このために、我々は、以下に対する決意を新たにする。
 - ・公正、衡平かつより開かれた、ルールに 基づく体制、
 - ・物品の貿易に対する関税及び非関税障壁 の漸進的な自由化及び撤廃、
 - ・サービス貿易の漸進的な自由化、
 - ・あらゆる形態の保護主義の拒否、
 - ・国際貿易関係における差別的待遇の撤廃、
 - ・開発途上国、後発開発途上国及び移行経 済国の多角的体制への統合、及び、
 - ・可能な限り最も高い水準の透明性。

地域協定

7. 我々は、WTO加盟国の貿易関係が、その数、対象分野及び範囲が大きく拡大している地域貿易協定によって益々影響を受けていることに留意する。これらのイニシアティブは、一層の自由化の促進を可能にするものであり、後発開発途上国、開発途上国及び移行経済国の国際貿易体制への統合に資するかもしれない。この関連で、我々

は、開発途上国及び後発開発途上国を含む 既存の地域取極の重要性に留意する。地域 貿易協定の範囲及びその拡大は、地域貿易 協定に関連するWTOの権利及び義務の制 度を更に明確化する必要があるか否かにつ いての分析を重要なものとする。我々は、 地域貿易協定の発展のための枠組みを含む 多角的貿易体制の優位性を再確認し、地域 貿易協定が多角的貿易体制に補完的であり、 かつ、そのルールに整合的であることを確 保する決意を新たにする。この関係で、 我々は、地域貿易協定に関する委員会が新 たに設置されたことを歓迎し、その活動を 支持する。我々は、マラケシュで採択され たWTO協定及び決定においてコミットし ているとおり、WTOにおける漸進的な自 由化を通じ引き続き努力し、そうすること により、世界及び地域の貿易自由化の相互 補完的なプロセスを促進する。

[8. ~ 17. 略]

ITA(情報技術合意)と医薬品

18. 情報技術製品の貿易に関するシンガポール閣僚宣言に留意し、我々は、最恵国待遇での関税撤廃に合意した多くのWTO加盟国及びWTOへの加盟を申請した国又は独立の関税地域がとったイニシアティブ並びに多くの加盟国が無税となる医薬品のリストに400以上の産品を追加したことを歓迎する。

作業計画と既に組み込まれている作業課題 (ビルトイン・アジェンダ)

19. WTOの活動の重要な側面の一つは、諸協定の実施を継続的につかさどることであることに留意し、WTOの作業計画の定期的な検討及び更新は、WTOがその目的を達成することを可能にする上での一つの鍵である。この関連で、我々は、WTOの諸機関の報告書を是認する。作業計画の大半は、マラケシュで採択されたWTO協定及び決定に由来する。WTOの協定及び決定の一部として、我々は、農業、サービス及び一部のTRIPsについて将来の交渉を求める多くの規定に合意し、ダンピング防止、関税評価、紛争解決了解、輸入許可手続、船積み前検査、原産地規則、衛生植物検疫措置、セーフガード、補助金及び相殺措置、

貿易の技術的障害、繊維製品等、貿易政策 検討制度、知的所有権の貿易に関する側面、 貿易に関連する投資措置に関する見直し並 びにその他の作業を求める多くの規定に合 意した。我々は、合意された交渉及び見直 しを行う前に加盟国が内在する問題をより 良く理解し、自らの利害を特定することが できるようビルトイン・アジェンダの分野 について、WTOの関連機関の結論及び勧 告に規定されている場合には、分析及び情 報交換のプロセスに合意する。我々は、以 下に合意する。

- ・WTO協定において設定された時間的枠組みは、それぞれの場合において尊重されること、
- ・将来の交渉が定められている場合には、 行われる作業はかかる将来の交渉の範囲 を予断しないこと、及び、
- ・行われる作業は、合意された活動(すなわち、交渉又は見直し)の性質を損なわないこと。

投資と競争

- 20. 投資及び競争政策に関する問題についての現行のWTO協定の規定並びにこれらの分野での、特に貿易に関連する投資措置に関する協定の下でのビルトイン・アジェンダに考慮し、また、行われる作業が交渉が将来開始されるか否かを予断してはならないとの理解の下で、我々は、また、以下に合意する。
 - ・貿易と投資の関係を検討する作業部会を 設置すること、及び、
 - ・WTOの枠組みにおいて一段の検討に値 し得る分野を特定するため、反競争的慣 行を含め、貿易と競争政策の間の相互作 用について加盟国が提起する問題を検討 するための作業部会を設置すること。

これらの作業部会は、必要な場合には 互いの作業を参考とし、また、UNCTAD 及び他の適当な政府間のフォーラムにお ける作業を参考とし、それらフォーラム の作業に影響を及ぼさない。UNCTAD に関しては、ミッドランド宣言に述べら れた作業、及びこの作業が問題の理解に 対しなし得る貢献を歓迎する。作業部会 の作業を行うに際して、我々は、利用可 能な資源を最大限有効に活用し開発の側面が十分に考慮されることを確保するため、上記の機関との協力を奨励する。一般理事会は、各作業部会の作業を検討し、二年後に各作業部会の作業をどのように進めるかを決定する。この分野における多数国間の規律に関する交渉を将来行うとしても、交渉についての明示的なコンセンサスによる決定がWTO加盟国間でなされて初めて行うことを明確に理解する。

政府調達の透明性、貿易の円滑化

- 21. 我々は、また、以下に合意する。
 - ・国内の政策を考慮に入れて政府調達慣行 の透明性について検討を行い、この検討 に基づいて適当な合意に含めるべき要素 を作成するための作業部会を設置するこ と、及び、
 - ・貿易の円滑化の分野におけるWTOの ルールの範囲を評価するため、貿易の手 続の簡素化について、他の関連する国際 機関の作業を参考にして調査及び分析の 作業を行うよう物品の貿易に関する理事 会に指示すること。
- 22. パラ20及び21で言及された作業の計画にあたっては、各代表団、特に資源がより限られた代表団に対する負担を最小化し、UNCTADの関連機関の会合とWTOの会合との調整を行うことに十分な注意が払われる。開発途上加盟国、特に後発開発途上加盟国のこれらの作業への参加を促進するために、事務局の技術協力計画が利用に供される。
- 23. 1998年初めに多角的貿易体制が50周年を 迎えることに留意し、我々は、この歴史的 行事をどのように記念するのが最善である かにつき検討するよう一般理事会に指示す る。

「略〕

(出所) 外務省ウェブ・ページ

11-132 第 2 回世界貿易機関(WTO)閣僚 会議 閣僚宣言(仮訳)

1998 (平成10) 年 5 月20日採択 ジュネーブ

- 1. 今次第2回WTO閣僚会議は、多角的貿易体制の設立50周年記念式が開催されているという同体制にとって特に意義深い時期に開催されている。我々は、この機会に関係という同体制に関する一般協定及び世界貿易機関協定の前文に具現化された目的に、多角的貿易体制が、貿易の自主が大を促進し、国際貿易関係の実施のための枠組みを提供することにより、選要とは、雇用及び安定に重要の人をが出るがら、これらの成果を全世界の人々が十分かつ平等に共有できるようになった、更に為すべきことがあることにつき我々の意見は一致している。
- 2. 我々は、多角的な規則に基づく貿易体制が極めて重要であることを確認する。我々は、我々がシンガポールで行ったコミットメント及び評価を再確認し、また同会議以来、既存の協定及び決定に基づく作業が重要かつ新たな進展をもたらしていることに留意する。特に、我々は、基本電気通信及び金融サービス交渉が成功裡に終結したことを歓迎し、情報技術合意が実施されたことに留意する。我々は、モノとサービスの貿易の漸進的な自由化を達成するための我々のコミットメントを新たにする。
- 3. この50周年は、多くのWTO加盟国の経済が金融市場の混乱がもたらした困難を経験している時期に到来している。我々は、この機会に、全ての市場を開放的に維持することが、これらの困難に対する持続的な解決策の重要な要素の1つでなければならないことを強調する。右を念頭に、我々は、如何なる保護主義的措置の使用も拒否し、IMF及び世界銀行におけると同様に、WTOにおいても、開放的で規則に基づく貿易体制が、あらゆる開発段階の経済において安定した成長をもたらすための貢献を最大限にするという観点から、国際的な経済政策立案の一貫性を高めるために共に作

- 業を行うことに合意する。
- 4. 我々は、多角的貿易体制に対する支持を 高めるために、多角的貿易体制の恩恵についての一般の理解を高めることの重要性を 認識し、この目的に向けて努力することに 合意する。この関連で、我々は、WTOの 活動の透明性の向上の方途につき検討する。 我々は、更に、持続的経済成長及び持続可 能な開発の目的に向けて努力の強化を継続 する。
- 5. 我々は、多角的貿易体制の恩恵が可能な限り広範に行きわたることを確保するとのコミットメントを新たにする。我々は、多角的貿易体制が開発途上国加盟国の特定に貢献を行う必要があることを認識する。我々は、多角的貿易協定及び関連の閣僚決定における開発途上加盟国、とりわけ後発開発途上国を優遇するための特別規定の適用を見直すため、貿易と開発に関する委員会において既に進行中の作業を歓迎する。
- 6. 我々は、後発開発途上国及び経済規模の 小さないくつかの国の疎外化を引き続き深 く懸念しており、これらの国の多くが直面 している慢性的な対外債務問題により複雑 化されているこの問題に迅速に取り組む必 要性があることを認識する。この関連で、 我々は、シンガポールで合意した、後発開 発途上国のための行動計画を包括的に実施 するために、WTOが他の国際機関と協力 してとったイニシアチブ、特に1997年10月 にジュネーブにて開催された後発開発途上 国に関するハイレベル会合を通じたイニシ アチブを歓迎する。我々は、また、右イニ シアチブを極めて重視しており、そのフォ ローアップに関する事務局長の報告を歓迎 する。我々は、後発開発途上国が輸出する 産品に対する市場アクセス条件を、可能な 限り広範かつ自由化された形で引き続き改 善することを約束する。我々は、加盟国に 対し、各国がハイレベル会合で約束した市 場アクセスに関するコミットメントを実施 するよう求める。
- 7. 我々は、また、シンガポール閣僚会議以降に加入したWTO加盟国、すなわち、コンゴー共和国、コンゴー民主共和国、モン

ゴル、ニジェール及びパナマを歓迎する。 我々は、現在加入交渉中の31の申請国・地域についての進展を歓迎しまた、加入手続きが可能な限り迅速に進展することを確保する決意を新たにする。我々は、WTOへの加入に当たっては、加入申請国・地域側において、WTOの諸規則及び諸原則を十分に尊重すること、並びに意味のある市場アクセスについてのコミットメントが必要であることを想起する。

- 8. WTO協定及び閣僚決定の完全かつ誠実 な実施は、多角的貿易体制の信頼性のため に絶対必要であり、また世界のあらゆる地 域においてグローバルな世界貿易の拡大、 雇用創出の促進及び生活基準の向上のモメ ンタムを維持するため不可欠である。我々 が第3回閣僚会議を開催する際、我々は、 個別の協定の実施と協定の目的の実現につ いての評価を更に追求する。その評価にお いては、特に、実施に当たって生じた問題 及びその結果として加盟国の貿易及び開発 の見通しに及ぼす影響がその対象となろう。 我々は、我々が既に合意した、見直し、交 渉及びその他の作業のための既存のスケ ジュールを尊重するコミットメントを再確 認する。
- 9. 我々は、世界貿易機関を設立するマラケ シュ協定は、WTOは同協定の付属書に含 まれている協定で取り扱われる事項に係る 多角的貿易関係に関する加盟国間の交渉の ための場を提供する旨、及びWTOは、また、 閣僚会議の決定するところに従い、多角的 貿易関係に関する加盟国間の追加的な交渉 のための場及びこれらの交渉の結果を実施 するための枠組みを提供することができる 旨規定していることを想起する。上記第1 項から第8項に鑑み、我々は、既存の協定 の完全かつ誠実な実施を確保し、第3回閣 僚会議への準備を行うため、一般理事会の 指示の下、1つの過程が開始されることを 決定した。この過程は、我々が第3回閣僚 会議において決定を行えるように、一般理 事会がWTOの作業計画(全加盟国の様々 な関心及び懸念に応えるために十分広範で、 WTOの枠組みの下で行われる更なる自由 化を含む) に関する勧告を提供することを

可能とする。この観点から、一般理事会は、コンセンサスによる意思決定の原則を十分に尊重しつつ、一般理事会の作業が完全かつ時宜を得た形で完了することを確保するため、1998年9月に特別会合を開催し、さらにその後は定期的に会合する。一般理事会の作業計画は、以下を含むものとする。

- (a) 次の事項に関する勧告
 - (i) 加盟国によって提起されるものを含む、既存の協定及び決定の実施に関する問題
 - (ii) 既にマラケシュにおいてマンデート が与えられた交渉の予定通りの開始を 確保すること
 - (iii) その他の既存の協定及びマラケシュ において採択された決定で既に規定さ れている将来の作業
- (b) シンガポールにおいて開始された作業 計画に基づくその他のあり得べき将来の 作業に関する勧告
- (c) 後発開発途上国に関するハイレベル会 合のフォローアップに関する勧告
- (d) 加盟国間の多角的貿易関係に関して加盟国から提案され、合意されるその他の 事項の検討の結果による勧告
- 10. 一般理事会は、また、上記の勧告から生じる更なる作業計画の組織及び運営(作業の範囲、構成及び時間的枠組みを含む)に関する決定のための勧告をコンセンサスに基づき第3回閣僚会議に提出する。右勧告はその作業計画が速やかに開始され、終了することを確保するものである。
- 11. 以上の作業計画は、全ての加盟国間の利益の全体的な均衡の達成を目指すものとする。
- (出所)「第2回WTO閣僚会議とガット/ WTO 50周年行事」、『貿易と関税』 1998年7月号、12-13ページ
- 11-133 第2回世界貿易機関(WTO) 閣僚 会議 グローバルな電子商取引に関 する宣言(仮訳)

1998 (平成10) 年 5 月20日採択 ジュネーブ

閣僚は、

グローバルな電子商取引が増大しつつあり、 貿易の新たな機会を創出しつつあることを認 識し、以下の通り宣言する。

一般理事会は、次回特別会合までに、加盟国によって特定された問題を含む、グローバルな電子商取引に関する全ての貿易関連事項を検討する包括的な作業計画を設定する。作業計画は、関連する世界貿易機関(WTO)の委員会を関与させ、開発途上国の経済、財政及び開発に関するニーズを考慮し、及び作業が他の国際的な場においてもまた行われていることを認識する。一般理事会は第3回閣僚会議に提出すべく作業計画の進展に関する

報告書及び行動のための何らかの勧告を作成すべきである。我々は、また、作業計画の結果又はWTO諸協定に基づく加盟国の権利義務に影響を及ぼすことなく、加盟国が電子送信に関税を賦課しないという現在の慣行を継続することを宣言する。一般理事会は、第3回閣僚会議に報告を行う際、この宣言を見直す。宣言の延長については、作業計画の進展を踏まえつつ、コンセンサスにより決定される。

(出所)「第2回WTO閣僚会議とガット/ WTO50周年行事」、『貿易と関税』 1998年7月号、22ページ

11-134 第3回世界貿易機関(WTO)閣僚会議 バーシェフスキーUSTR議長のリマークス 1999(平成11)年12月3日 シアトル

Let me begin by offering my sincere thanks to Difector-General Moore, to our Working Group Chairs and Co-Chairs, the WTO Secretariat, and to each of the delegations representing their governments here at this Ministerial, for their very hard and productive work over the past week. I would also like to thank our hosts in the Seattle community for their hospitality and patience during a sometimes very difficult week.

Over the past four days, we engaged in intense discussion and negotiations on one of the core questions facing the world today: the creation of a global trading economy for the next century. The delegates have taken up some of the most profound and important issues and policy decisions imaginable, including issues that previous Rounds could not resolve, and matters that have not come before the trading system in the past. They took up these issues with good will and mutual respect, and made progress on many of them.

However, the issues before us are diverse, complex and often novel. And together with this, we found that the WTO has outgrown the processes appropriate to an earlier time. An increasing and necessary view, generally shared among the members, was that we needed a process which had a greater degree of internal transparency and inclusion to accommodate a larger and more diverse membership.

This is a very difficult combination to manage. It stretched both the substantive and procedural capacity of the Ministerial, and we found as time passed that divergences of opinion remained that would not be overcome rapidly. Our collective judgment, shared by the Director-General, the Working Group Chairs and Co-Chairs, and the membership generally, was that it would be best to take a time out, consult with one another and find creative means to finish job.

Therore, Ministers have agreed to suspend the work of the Ministerial. During this time, the Director-General can consult with delegations and discuss creative ways in which we might bridge the remaining areas in which consensus does not yet exist, develop an

improved process which is both efficient and fully inclusive, and prepare the way for successful conclusion. The Ministerial will then resume its work.

Again, I wish to thank Director-General Moore, the Seattle community, and all our delegations for their hard work and their participation in these talks. Our work together has been a honor and a privilege for me, and I look forward to its continuation in the weeks and months ahead.

(出所)「WTO第3回閣僚会議について」、『貿易と関税』2000年2月号、15ページ

11-135 第 3 回世界貿易機関(WTO)閣僚 会議 河野外務大臣演説

1999(平成11)年12月2日 シアトル

議長、ムーア事務局長、各国閣僚並びに代 表団、御列席の皆様、

私は、日本政府を代表して、この会議に臨む我が国の決意について述べたいと思います。まず、閣僚会議開催にあたって、多大なる努力を払って来られた、米国政府、WTO事務局、シアトル市、シアトル・ホスト委員会他、関係者の方々に、厚く御礼申し上げます。

(多角的自由貿易体制へのコミットメント)

議長、

我々は、今世紀前半の二つの大戦と世界大 不況からの教訓を得て、その後50年余りにわ たり、自由と民主主義を基礎とする平和と繁 栄を追求してきました。多角的自由貿易体制 は、そのような我々の努力の重要な礎石であ りました。

ガットは、誕生以来、国際貿易のルールの 強化や自由化の推進を通じ、多角的自由貿易 体制の守護神としての役割を果たしてきまし た。ガット発足以来今日までの間、世界の貿 易量は20倍近くにも拡大してきております。 さらに、1995年初めのWTO発足により、 サービス貿易や知的所有権といった新しい分 野にも取り組むこととなり、また、紛争処理 機能が改善される等、多角的貿易体制は、一 層強化されることとなりました。

21世紀を目前に控え、我々は、ガット、

WTOが果たしてきた多大なる役割を再認識し、激しく変動する国際経済の中で、WTOに、より効果的な機能を与えるよう、不断の努力を重ねる必要があります。そのためには、今回の閣僚会議により、WTOとして初めてのラウンド交渉の開始を宣言することが、何よりも重要です。

自由貿易の恩恵を受け、経済発展を遂げた 我が国は、多角的自由貿易体制の維持、強化 に、深くコミットしております。今回の閣僚 会議には、私だけでなく、農林水産大臣及び 通商産業大臣も出席しており、三閣僚が力を 合わせ、今回会議の成功に全力で貢献したい と思います。

(WTOが直面する課題)

議長、

発足して五年になるWTOは、現在早急に 取り組まなければならない二つの課題に直面 しています。

WTO加盟国のうち4分の3を占める途上国の中には、WTO協定の義務履行に困難を抱えている国もあります。WTOの第一の課題は、このような途上国の関与の問題であり、いわゆる「実施」問題であります。次期ラウンド開始にあたり、この課題に正面から取り組む必要があります。そして、途上国がWTOから十分な利益を受けるためにも、既存のルールの必要な見直しが行われることが重要です。この関連で我が国は、次期交渉で、特にダンピング防止措置に対する規律の見直しを重視しています。さらに、後発途上国に対してはとりわけ配慮が必要です。我が国としても、これらの諸国からの実質的に全ての

産品について関税を無税化すべく真剣に取り 組みたいと思います。

また、一方で、人々は、貿易の更なる自由 化が、環境の保護、食品の安全、農村社会の 維持、文化・伝統の保全等にどのような影響 を与えるかについて懸念を表明しています。 WTOは、これらの問題提起に答えていかな ければなりません。これが、WTOに課せら れた第二の課題です。特に、持続可能な開発 を含めた環境問題、GMO (遺伝子組換え体)、 林産物・水産物等の有限天然資源の保存管理 等に適切に対処すべきです。また、農業につ いては、食料安全保障、輸出入国間の権利義 務のバランスの回復に加え、農業の多面的機 能への配慮が重要です。我が国は、来年以降、 農業協定第20条に基づき、他の国と協力して 交渉する用意があります。しかし、これから 交渉に入ろうとする時に、交渉のスタートラ インを変更したり交渉結果の先取りをせんと する一部の国々の主張は、建設的とは思われ ません。

さらに、我々は、21世紀を見据えてWTO のあるべき姿を追い求めていかなければなりません。そのためにも、次期ラウンドでは、これまで述べた点に加え、投資、電子商取引等、新たな課題への対応も重要です。また、WTOが真に普遍的な国際機関となるため、現在加盟作業中の31カ国の早期加盟の実現を期待し、引き続き努力していきたいと思います。

(おわりに)

議長、

我々は、今まで以上に、解決の道筋をつけにくい数々の問題に取り組むことが必要となっています。今回の会議に出席している閣僚は、多角的自由貿易体制の大義に強くコミットし、この会議の成功に積極的なイニシアティブを発揮していかなければなりません。それぞれの抱える問題、関心事項は異なるかもしれませんが、各国、各国民が新しいラウンドを開始することの歴史的重要性を認識し、

協力と協調の精神をもって、努力することが 重要であります。今回の会議が、WTOの輝 かしいーページとなるよう、我が国としても 全力を尽くすことを約束したいと思います。

御清聴有り難うございました。

(出所) 外務省ウェブ・ページ

11-136 沖縄サミット G8コミュニケ・沖 縄2000 (仮訳) (抄)

2000 (平成12) 年7月23日 沖縄

貿易

35. WTOによって具現された多角的貿易体 制は、ルールに基づく自由貿易を実現する ための国際社会による半世紀にわたる不屈 の努力の成果の表われであり、先進国及び 開発途上国双方の加盟国に対し、経済成長 を刺激し社会発展を推進しつつ、多大な貿 易の機会を提供してきた。これらの利益を より目に見える方法でより多くの諸国に拡 大するために、体制は、開発途上加盟国、 特に後発開発途上国の正当な関心により良 く取り組む必要がある。ウルグアイ・ラウ ンド合意の実施、後発開発途上国に対する 市場アクセスの改善、キャパシティ・ビル ディングの強化のための技術支援、及び WTOの透明性の向上に関するジュネーブ における短期的パッケージの採択は、この 方向に向けた重要な第一歩であり、迅速に 追求されなければならない。我々は、この 分野において一層の緊急性をもって更に前 進する必要性を認識する。そして、我々は そのように行動する。特に、開発途上国の 発展における貿易の決定的な重要性の観点 から、貿易関連のキャパシティ・ビルディ ングは大幅に拡大されるべきであり、その ことが、開発途上国による体制へのより効 果的な参加と、特に、これら諸国の利益と なる市場アクセスの改善のより十分な活用 につながり得る。我々は、また、この関連 の二国間及び地域的なイニシアティブを賞 賛する。我々は、開発途上加盟国に対して 個々のニーズに沿ったキャパシティ・ビル ディングのための支援を強化することによ り、主導的な役割を果たすことにコミット する。我々は、また、WTO、世界銀行、

IMF、 国際連合開発計画 (UNDP)、 UNCTADを含む国際機関に対し、この目 的のために我々とともに共同して行動をと るよう要請する。

- 36. 我々は、多角的貿易体制が強化され、世 界経済において極めて重要な役割を果たし 続けることを確保しなければならない。 我々は、この責任を認識しつつ、すべての WTO加盟国の関心を反映する、野心的で 均衡がとれかつ幅広いアジェンダによる WTO貿易交渉の新たなラウンドについて 強力にコミットしている。我々は、このよ うな交渉の目的が、市場アクセスを促進し、 WTOのルール及び規律を発展させかつ強 化し、開発途上国が経済成長と世界的な貿 易体制への統合を達成することを支援し、 貿易政策と社会政策とが、また、貿易政策 と環境政策とが両立し相互に支援的である ことを確保するものであるべきということ に合意する。我々は、今年中にそのような ラウンドを立ち上げるよう、他のWTO加 盟国と共に努力するため、我々の間の緊密 で実り多い協力を強化することに合意する。
- 37. 我々は、グローバリゼーションに関する 課題への取組を助けるためにより包括的な パートナーシップが築かれなければならな いことを認識する。この点に関し、国際的 及び国内的な政策の一貫性を向上しなけれ ばならず、また、国際機関の間の協力を改 善しなければならない。我々は、また、貿 易自由化の利益及び課題に関する建設的な 対話を築くために一般国民との関わりを持 つことの重要性を強調する。
- 38. すべての経済を多角的貿易体制に統合す ることは、我々に共通の利益である。従っ て、我々は、中国のWTOへの加盟に関す る進展を歓迎し、他の申請国の早期加盟に 向けた努力を支持する。

(出所) 外務省ウェブ・ページ

11-137 APEC2000首脳宣言(仮訳)(抄) 2000 (平成12) 年11月15日 ブルネイ・ダルサラーム国、 バンダル・スリ・ブガワン

多角的貿易体制の強化

- 22. グローバル化のこの時代においては、公 正かつルールに基づいた多角的貿易体制は、 我々の成功と繁栄のために、これまでにも 増して決定的な重要性を持つ。この体制は 21世紀の課題に応えるべきである。
- 23. 我々は、全てのWTO加盟国、特に、後 発途上メンバー及び途上メンバーの利益と なるように、WTOの新ラウンドを迅速に 立ち上げる必要があることを再度表明する。 我々は、全てのWTO加盟国の関心及び懸 念に応えるような、バランスが取れ、かつ 十分に広範なアジェンダを2001年の出来る だけ早い時期に策定し、かつ決定して、 2001年にラウンドを立ち上げることで意見 が一致する。オークランドで我々が合意し た要素及び目的は、現在においても適切な ものである。
- 24. 我々は、閣僚に対し、現在行われている 農業及びサービス交渉において意味のある 進展をとげるよう指示する。我々は、また、 閣僚に対し、交渉のアジェンダ全体を予断 することなく、新ラウンド準備の一環とし て鉱工業品関税や他の関連分野についての 準備作業を継続するよう指示する。我々は、 次回WTO閣僚会議までの間の電子商取引 への関税賦課に関するモラトリアムに対す るコミットメントを再確認し、電子商取引 の利用及び開発を制限するような不必要な 措置を同避することの重要性を認識する。 我々は、電子商取引の進化に対してWTO のルールがどれほど適切であるかを検討す る特別の分析タスク・フォースをWTO内 に設立することを求める閣僚の要請を承認 する。
- 25. 我々は、後発途上メンバーのための市場 アクセスに関する措置やWTO協定の実施 の側面に関する懸念に対処する措置を含め、 WTOにおいて採択された信頼醸成措置を 賞賛する。我々は、後発途上メンバー向け の市場アクセス・イニシアティブが効果的

に実施され、より多くのメンバーが同イニシアティブに参加するよう求める。

- 26. 新ラウンド立ち上げに向けた勢いを高めるため、我々は、WTO協定実施のためのキャパシティー・ビルディングに関する戦略的なAPEC計画の策定における進展を歓迎する。我々は、示された戦略計画を承認し、閣僚によるその早期実施の決定を支持する。
- 27. 我々は、この一年間に中国のWTO加盟 交渉において達成された実質的進展を歓迎 するとともに、中国が出来る限り早く WTOに加盟出来るようにするため、これ らの交渉の迅速な妥結を求める。我々は、 また、チャイニーズ・タイペイの速やかな WTO加盟、並びに、ロシア及びヴィエト

ナムの加盟プロセスの前進を支持する。

28. 我々は、アジア太平洋地域における地域 貿易取極の最近の進展に留意する。我々は、地域貿易協定や二国間貿易協定がWTOにおける多角的自由化のための踏み台(ビルディング・ブロック)として役立つものであることで意見が一致する。したがって、我々は、既存の地域貿易協定及びこれから出来つつある地域貿易協定が、WTOのルール及び規律に整合的であるべきことを確認する。我々は、また、これらの地域貿易取極はAPECの構想に沿い、また、APECの目標及びその諸原則に資するものと考える。

(出所) 外務省ウェブ・ページ